

光市工事発注先抜け方式実施要領

平成28年3月10日

1 趣旨

この要領は、光市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）について、市内業者の受注機会の確保を図るため、工事を同時に発注し、一つの工事の入札で落札者となった者は他工事で落札者とならない旨の条件を付して発注する「工事発注先抜け方式」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 実施に当たっての留意事項

次に掲げる事項を総合的に勘案の上、先抜け方式を実施するものとする。

- (1) 市内業者の受注機会の確保につながること。
- (2) 地域住民等への影響等支障がないこと。
- (3) 近接する工事においては、安全管理上の問題及び現場への進入路の問題等、工事実施における支障がないこと。

3 入札条件の設定

入札条件として、「この入札は工事発注先抜け方式によるものであり、入札の開札は同一日に行い、甲工事、乙工事、丙工事の順に落札決定するものとし、一つの工事の入札で落札者となった者の他の工事についての入札は無効として取り扱う」旨明示するものとする。

4 落札決定までの手順

- (1) 入札は、光市建設工事等一般競争入札試行要綱（平成20年光市告示第75号）、光市建設工事等指名競争入札に関する要綱（平成17年光市告示第4号）及びその他入札に関する要綱に基づき行うものとする。
- (2) 先抜け方式により発注した工事に係る入札の開札は、原則同一日に行うものとする。
- (3) 指名競争入札の場合においては、開札後、落札者を決定し、他工事の入札を行うことはできないものとする。また、一般競争入札の場合において、開札後、低入札価格調査の対象となる工事については、一旦落札を保留するものとする。
- (4) 落札者の決定は、入札条件で示した順に行うものとする。

5 一般競争入札における低価格入札となった場合の取扱い

- (1) 開札後、対象工事のいずれかにおいて、光市低入札価格調査実施要領における調査対象者（以下「調査対象者」という。）がいる場合、同要領に基づく低入札価格調査を実施した後に落札者を決定するものとする。
- (2) 発注工事のうち、複数工事で調査対象者がいる場合は、並行して低入札価格調査を進めるものとする。
- (3) 低入札価格調査により落札者となった者は、入札条件で示したその後の入札の落札対象者にはならないものとし、無効として取り扱うこととする。

6 入札経緯及び入札結果表の記載について

先抜け方式において、当該工事の入札で落札者となった者は、入札条件で示したその後の入札の落札者となれないため、入札経緯及び入札結果表の記載については、摘要欄に「先抜け対象他工事落札のため無効」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。